

# 山梨県公報

第二千五百六十六号

平成二十七年

十二月十四日

月 曜 日

## 目 次

○保安林の指定の予定(四件).....	七七七
○山梨県労働者就業実態調査の実施.....	七七八
○換地計画の適当決定.....	七七九
○道路の区域変更(二件).....	七七九
○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定.....	七八〇
○有害図書類の指定.....	七八〇
公 告	
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件).....	七八〇
○甲府都市計画の変更案の縦覧.....	七八二
公安委員会	
○不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則.....	七八二
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	七八二

## 告 示

### 山梨県告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 保安林の所在場所

南アルプス市築山字前山九三八(次の図に示す部分に限る。)、九三九、飯野字飯平四九九八、四九九八の内一

#### 二 指定の目的

### 山梨県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 保安林の所在場所

富士吉田市上暮地字数見四一四二の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字数見四一四二の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山九三八・九三九・字飯平四九九八・四九九八の内一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第四百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字大日向四一二七の一、四二二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大日向四一二七の一・四二二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第四百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

都留市鹿留字田屋上三三三二の二、三三三二の内一、三三三三の一、三三三三の二、三三三三の五の一、

三三三三の六、三三三三の八の一、三三三三の八の四、三三三三の〇、三三三三の一、三三三三の内一から三三三三の内三まで、三三三三の四、三三三三の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字田屋上三三三二の二・三三三二の内一・三三三三の一・三三三三の二・三三三三の四・三三三三の〇・三三三三の一・三三三三の内三・三三三三の四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

三三三三の内一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

**山梨県告示第四百十八号**

山梨県労働者就業実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査の名称

山梨県労働者就業実態調査

二 調査の目的

県内事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりをさらに推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。

三 報告を求める事項

1 事業所の概要に関する事項

2 従業員の就業状況に関する事項

3 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項

- 4 男女の均等待遇に関する事項
- 5 次世代育成支援対策推進法に関する事項
- 6 ポジティブ・アクションに関する事項
- 四 基準となる期日  
平成二十八年一月一日を調査基準日とする。
- 五 報告を求めらる者
  - 1 調査地域  
山梨県全域
  - 2 調査対象  
県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所
  - 六 報告を求めらるるために用いる方法  
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
  - 七 報告を求めらるる期間  
平成二十八年一月一日から同月二十五日までを調査期間とする。

#### 山梨県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第二項の規定により、中道町右左口地区土地改良組合から認可申請のあった中道町右左口地区土地改良事業共同施行の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十七年十二月十五日から平成二十八年一月十九日
- 三 縦覧場所  
甲府市役所
- 四 異議申し出期間  
平成二十八年一月二十日から同年二月三日

#### 山梨県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所（峡北支所は除く。）及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市梯町字割畑芦川右岸堤防敷地先から 甲府市梯町字割畑五九三番二地先まで	一〇・五	四・六	(メートル)	七四・三
	二〇・五	一七・八		
				七四・三

#### 山梨県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市桐原字城山九三三四番一地先から 上野原市桐原字城山九三三四番一地先まで	一一・二	一四・三	(メートル)	五二・七

新	一一・六〇 一七・三	五一・七
---	---------------	------

山梨県告示第四百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 認定番号

山梨県指令建住第四千三百六十号

二 認定対象区域

南都留郡忍野村忍草字立沢三千三十四番二、三千三十八番三

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第四百二十三号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年十二月十四日から施行する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
恋愛宣言PINKY VOL. 33	秋水社
裏モノJAPAN 12月号	鉄人社
BOY, SPIAS 11月号	マガジン・マガジン
EX MAX! エキサイティングマックス!	ぶんか社

2015 12月号	宙（おぞら）出版
Young Love Comic aya 11月号	

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

○ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町三沢字楠田四四七四の戊、四四七九から四四八三まで	高野藤長
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一一六	中沢賢三
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一一九	池田富義
南巨摩郡身延町切房木字細久保一一八の一、一一八一の二	赤池樹律
南巨摩郡身延町大磯小磯字下向一一一から一一三まで、字森向一一三六五から一一三六七まで	伊藤正雄
南巨摩郡身延町大磯小磯字森向一一二四、一一二二八から一一三〇まで	伊藤昭次

南巨摩郡身延町大炊平字五條一八七、一八八 伊藤古壽

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月十九日山梨県告示第三百九十号

○ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町上之平字桐ヶ久保一七九三	石部幸、石部崇
南巨摩郡身延町一色字樋口四八九九	無限責任一色負債整理組合
南巨摩郡身延町一色字大子五一四七、五一五六	佐藤一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月十九日山梨県告示第三百九十一号

○ 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字大平三二二六	春沢隆、都築三枝
南巨摩郡身延町折門字澤八四二	内藤一
南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二七、二二八	今福歳文、今福秋太郎、今福要、今福友義、今福吉久、今福輝行、今福一

南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二四の一	今福喜作、今福賢治、今福秋太郎、今福要、今福友義、今福吉久、今福輝行、今福一
南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二三の一〇	今福輝行
南巨摩郡身延町八坂字大八坂二七一	今福一

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年十一月十九日山梨県告示第三百九十二号

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・三・八号 田富東西線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

中央市成島二千二百六十六番 中央市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十七年十二月十四日から同月二十八日まで

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第六号

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 小 野 堅 太郎

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

山梨県警察の警察官のうち、不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第三十五条第三項の山梨県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

一 山梨県警察本部長の職にある者

二 警察本部の生活安全部、刑事部、交通部又は警備部の警部以上の階級にある警察官

三 警察署の警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

#### 山梨県公安委員会告示第四百一十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十七年十二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

別表第一中

二〇三	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（県道塩部開国橋線と国道二〇号線取付道路とのT字路交差点）	德行立体南	六一・三・一三 告示第八号
-----	--	-------	------------------

二〇三	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（主要地方道甲府南アルプス線と国道二〇号取付道路と町道西条昭和インター線が交差する十字路交差点）	西条北	平成二十七年二月二四日 告示第一四二号
-----	---	-----	------------------------

に改める。  
別表第三中

二八	市道富士川若松線	甲府市中央三丁目四番一三号先（かど喜食堂西側）から甲府市愛宕町二一六番地先（長禪寺前交差点）まで（二四五メートル）	車両（自転車を除く）	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府 平成二六年二月二三日 告示第一二号
二九	市道愛宕町南線	甲府市愛宕町七五番地先（愛宕町道踏切北詰）から甲府市愛宕町二一六番地先（長禪寺前交差点）まで（二七〇メートル）	車両（自転車を除く）	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府 平成二六年二月二三日 告示第一二号

二八	市道富士川若松線	甲府市中央二丁目一番一先（中央保育所入口交差点）から甲府市愛宕町二一六番地先（長禪寺前交差点）まで（二四五メートル）	車両（自転車を除く）	日曜・休日、沿道家屋関係車両を除く七時から九時までの間	甲府 平成二七年二月一四日 告示第一四二号
二九	市道愛宕町南線	甲府市愛宕町七五番地先（愛宕町道踏切北詰）から甲府市愛宕町二一六番地先（長禪寺前交差点）まで（二七〇メートル）	車両（自転車を除く）	日曜・休日、沿道家屋関係車両を除く七時から九時までの間	甲府 平成二七年二月一四日 告示第一四二号

七二六	市道	甲府市西高橋町五五番地二九先（大黒橋北詰十字路交差点）から甲府市西高橋町四九二番地先（市道同士の三差路交差点）までの間（三六〇メートル）	大型自動車、大型特殊自動車、特定中型自動車	終日	南甲府 平成二七年三月二日 告示第二六号
-----	----	--	-----------------------	----	----------------------------

七二六	市道	甲府市西高橋町五五 六番地二九先（大黒 橋北詰十字路交差点 ）から甲府市西高橋 町四九二番地先（市 道同士の三差路交差 点）までの間（三六 メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、特 定中型 自動車	終日	南甲 府	平成二七年三月一 二日 告示第二六号
七二七	市道	甲府市桜井町二三七 番地先（桜井交差点 南側）から甲府市和 戸町一、二一五番地 先（甲運小学校入口 交差点）までの間（ 六五〇メートル）	車両（ 二輪車 ・軽車 両を除 く。）	日曜、 休日を 除く午 前七時 三〇分 から午 前八時 三〇分 までの 間	甲府	平成二七年一二月 一四日 告示第一四一号

に改める。  
別表第四中

六〇一	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲府市丸の内一丁目三 〇番四号先（JR甲府 駅南口一般車ロータリ ー入口）（一一〇メー トル）	車両	終日	甲府	平成二七年八 月三日 告示第八九号
-----	------------------------	---	----	----	----	-------------------------

六〇一	主要地 方道甲 府葎崎 線	甲府市丸の内一丁目三 〇番四号先（JR甲府 駅南口一般車ロータリ ー入口）（一一〇メー トル）	車両	終日	甲府	平成二七年八 月三日 告示第八九号
-----	------------------------	---	----	----	----	-------------------------

六〇二	市道	笛吹市石和町松本一七 七番地一先（石和温泉 駅北口ロータリー入口 から出口までの間）（ 七〇メートル）	車両 進行 ロータリ ー入口か らロータ リー内を 時計回り 終日	笛吹	平成二七年一 二月一四日 告示第一四一 号
-----	----	---	--	----	--------------------------------

に改める。  
別表第十中

七六〇	県道 万年橋 長坂線	北巨摩郡長坂町長坂上条二、三 四九番地先（長坂小学校入口）	二 長坂	四九・四・一一 一六号
-----	------------------	----------------------------------	---------	----------------

七六〇	主要地 方道長 坂高根 線	北杜市長坂町長坂上条二、三四 九番地先（長坂小学校入口）	一 北杜	平成二七年一二 月一四日 告示第一四一号
-----	------------------------	---------------------------------	---------	----------------------------

八六六	県道 万沢身 延線	南巨摩郡身延町角打五九三番地 先（身延駅前交差点）	三 南部	四九・四・一一 一六号
-----	-----------------	------------------------------	---------	----------------

八六六	削除		南部	平成二七年一二 月一四日 告示第一四一号
-----	----	--	----	----------------------------

二、〇四九	国道	塩山市小屋敷一、八九三番地先	一 塩山	五二・八・五
-------	----	----------------	---------	--------

一四〇	号線	(レストラン・舞鶴)	二七号
-----	----	------------	-----

を

二、〇四九	国道一四〇号	甲州市塩山藤木一、八九三番地先	一	日下部	平成二十七年二月一日 告示第一四一号
-------	--------	-----------------	---	-----	-----------------------

に

四、一七〇	町道	南巨摩郡身延町角打六三六番地の一先(身延駅前)	一	南部	平八・九・二六 告示第四二号
四、一七一	県道富士川身延線	南巨摩郡身延町角打六一七番地先(身延駅前広場北側交差点)	一	南部	平八・九・二六 告示第四二号
四、一七二	県道富士川身延線	南巨摩郡身延町角打五四六番地先(身延駅前広場南側交差点)	一	南部	平八・九・二六 告示第四二号

を

四、一七〇	町道	南巨摩郡身延町角打三、一四七番地先(身延駅前)	一	南部	平成二十七年二月一日 告示第一四一号
四、一七一	主要地方道富士川身延線	南巨摩郡身延町角打三、一二四番地先(身延駅前広場北側交差点)	一	南部	平成二十七年二月一日 告示第一四一号
四、一七二	主要地方道富士川身延線	南巨摩郡身延町角打三、〇一五番地先(身延駅前広場南側交差点)	一	南部	平成二十七年二月一日 告示第一四一号

に

四、四八〇	町道	南巨摩郡鰍沢町三四〇番地一先(鰍沢病院北西側・十字路交差点)	二	鰍沢	平成二十七年八月一三日 告示第八一号
-------	----	--------------------------------	---	----	-----------------------

を

四、四八〇	町道	南巨摩郡富士川町鰍沢三四〇番地一先(鰍沢病院北西側・十字路交差点)	五	鰍沢	平成二十七年二月一日 告示第一四一号
-------	----	-----------------------------------	---	----	-----------------------

に

四、六二三	町道西条昭和インタール線	中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先(中央道カルバートボックス甲府昭和二南側十字路交差点)	二	南甲府	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
-------	--------------	--	---	-----	------------------------

を

四、六二三	町道西条昭和インタール線	中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先(中央道カルバートボックス甲府昭和二南側十字路交差点)	三	南甲府	平成二十七年二月一日 告示第一四一号
-------	--------------	--	---	-----	-----------------------

に

五、四八四	国道二〇号	大月市梁川町綱の上一、四〇八番地先	一	大月	平成二十七年一月二二日 告示第一一八号
-------	-------	-------------------	---	----	------------------------

を

五、四八四	国道二〇号	大月市梁川町綱の上一、四〇八番地先	一	大月	平成二十七年一月二二日
-------	-------	-------------------	---	----	-------------

五、四八五	町道	南巨摩郡富士川町長澤一〇四番地先（南東側十字路）	一	鰺沢	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
五、四八六	国道五二号	南巨摩郡身延町相又四〇六番地先（豊岡交差点）	一	南部	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
五、四八七	市道	笛吹市一宮町金沢三八八番地先	一	笛吹	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
五、四八八	国道二〇号	大月市大月一丁目二番一先（大月駅入口交差点）	二	大月	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
五、四八九	国道四一一号	北都留郡丹波山村二、六〇四番地先	一	上野原	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号

に改める。  
別表第十六中

五、五一三	村道	東八代郡境川村藤笠字御所山四、二一〇番地先（公団用地カールポートボックス「二宮御坂四七」を北進する車両）	石和	五七・一〇・八四二号
-------	----	--	----	------------

五、五一三	削除		笛吹	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
-------	----	--	----	------------------------

九、六四三	町道	南巨摩郡鰺沢町三二二番地先（鰺沢病院北西角・西進車両）	鰺沢	八一・一・二八 告示第六号
-------	----	-----------------------------	----	------------------

九、六四三	削除		鰺沢	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
-------	----	--	----	------------------------

一一、四五四	町道	南巨摩郡鰺沢町一七一番地一先（鰺沢町営住宅梅林第三団地南東側十字路交差点・東進車両）	鰺沢	平成二十七年八月一三日 告示第八一号
--------	----	--	----	-----------------------

一一、四五四	削除		鰺沢	平成二十七年二月一四日 告示第一四一号
--------	----	--	----	------------------------

一一、八一七	町道	南巨摩郡南部町楮根一一八番地四先（国道と町道の交わる丁字路交差点・東進車両）	南部	平成二十七年一月二二日 告示第一一八号
--------	----	--	----	------------------------

一一、八一七	町道	南巨摩郡南部町楮根一一八番地四先（国道と町道の交わる丁字路交差点・東進車両）	南部	平成二十七年一月二二日 告示第一一八号
一一、八一八	農道	甲府市上町三二〇番地先（農道と市道との十字路交差点・東進	南甲府	平成二十七年二月一四日

一一、八一九	市道	甲府市上町三六三番地九先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十七年二月一日	告示第一四一号
一一、八二〇	市道	甲斐市大久保八五七番地二先(市道同士の丁字路交差点・西進車両)	韮崎	平成二十七年二月一日	告示第一四一号
一一、八二二	市道	笛吹市一宮町新巻一五一番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	笛吹	平成二十七年二月一日	告示第一四一号
一一、八三二	市道	笛吹市一宮町金沢三八八番地先(市道同士の丁字路交差点・東進車両)	笛吹	平成二十七年二月一日	告示第一四一号
一一、八三三	市道	山梨市上岩下一、〇六二番地一先(市道同士の丁字路交差点・西進車両)	日下部	平成二十七年二月一日	告示第一四一号
一一、八二四	国道一三九号	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一先(スバル立体交差点の国道一三九号からの東進側道路部に付帯する左折導流部・北進車両)	富士吉田	平成二十七年二月一日	告示第一四一号

に改める。  
別表第十七中

一一、三八九	主要地 方道甲府 府韮崎 線	甲府市丸の内一丁目三〇番四号先(JR甲府駅南口一般車ロータリー内)	一一〇	車両	終日	甲府	平成二十七年八月三日	告示第八九号
--------	-------------------------	-----------------------------------	-----	----	----	----	------------	--------

一一、三八九	主要地 方道甲府 府韮崎 線	甲府市丸の内一丁目三〇番四号先(JR甲府駅南口一般車ロータリー内)	一一〇	車両	終日	甲府	平成二十七年八月三日	告示第八九号
一一、三九〇	市道	笛吹市石和町松本一、二八番地一先から笛吹市石和町松本一三〇番地一先までの両側	二七〇	車両	終日	笛吹	平成二十七年二月一日	告示第一四一号

に改める。  
別表第三十の二中

三〇	市道	中央市東花輪五八二番地一二先(JR東花輪駅前市道東側・路線バス乗降場一八メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	南甲府	平成二十五年二月四日	告示第一三三号
----	----	---	----	------	-----	------------	---------

を

三〇	市道	中央市東花輪五八二番地一二先(JR東花輪駅前市道東側・路線バス乗降場一八メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	南甲府	平成二十五年二月四日	告示第一三三号
三二	市道	笛吹市石和町松本一七七番地一先(石和温泉駅北口ロータリー・路線バス乗降場一〇メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	路線バス	笛吹	平成二十七年二月一日	告示第一四一号

三三二	市道	笛吹市石和町松本一三三番地先(送迎バス乗降場一三メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	送迎バス	笛吹	平成二十七年 一月一四日 告示第一四 号
三三三	市道	笛吹市石和町松本一七七番地一先(石和温泉駅北口ロータリー・タクシー乗降場九メートル区間の内の道路標示によって区画された部分)	終日	タクシ	笛吹	平成二十七年 一月一四日 告示第一四 号

に改める。

別表第三十五の次に次の一表を加える。

別表第三十六 環状交差点における右回り通行の指定

一	町道	南巨摩郡富士川町鰍沢一九〇番地一先	鰍沢	平成二十七年 一月一四日 告示第一四 号
---	----	-------------------	----	-------------------------------